

## いわゆるガソリン暫定税率の廃止に伴う安定的な地方財源の確保を求める意見書

近年の物価上昇、とりわけガソリン価格の高騰が自動車を利用する家庭や物流・運送業などの事業者に大きな負担をもたらし、国民生活や企業経営に深刻な影響を及ぼしていることから、国において、ガソリン暫定税率の廃止が決定されたところである。

一方で、暫定税率による税収は、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税を合わせて約1.5兆円と見込まれており、このうち、地方の財源は約5,000億円とされ、道路の整備や維持管理、老朽化対策等のインフラ整備にも充てられるなど、地方自治体にとって重要な財源となっている。

暫定税率の廃止により、本県では約110億円の減収が見込まれるなど、地方自治体の財源が著しく不足することが懸念されている。

財源不足により、地方行政の機能が低下することとなれば、地域住民の生活や安全を脅かす重大な事態になりかねないことから、安定的かつ持続可能な地方財政運営に必要な財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、地方財政への影響を十分に考慮し、地方行政の機能が低下することがないよう、いわゆるガソリン暫定税率の廃止に伴う安定的な地方財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### (提出先)

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
衆議院議長  
参議院議長